ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

岡山県久米郡美咲町南

字三角畑　六七一番一　一号
六七一番二　二号及び三号
字森平　六八六番　四号
字大垰　六八七番　五号
六五六番　六号
字三王平　六五七番　九号及び十号
字姫宮上　六七〇番三　七号及び八号
字吉据上　五九五番　十一号
五八七番　十二号及び十三号
五八四番　十四号
字前脇　五七六番一　十五号及び十六号
字岐畑　五六九番　二十号
字池ノ下　五六八番一　二十一号
五六六番二　二十二号
字姫宮前　五九〇番　二十三号及び二十四号

○国土交通省告示第千百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上中奥川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県雲南市大東町中湯石

二一二番一　一号から五号まで及び十六号から二十六号まで
二一三〇七番　六号及び七号
二一三〇六番　八号
二一三〇五番　九号
二一一三番　十号
二一二九五番二　十一号から十五号まで
二）(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天ノ尾川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県雲南市吉田町深野

一一〇番六　一号
六九六番三　二号及び三号
六九六番一　四号及び五号
三）(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

君の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

島根県邑智郡美郷町京覧原

二九七番四　一号
二九八番二　二号
四五四番九及び四五四番一〇　三号
四五六番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県邑智郡美郷町京覧原

二九七番三　一号及び四号
二九七番四　二号及び三号
四）(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

畑ヶ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県江津市清見町

五四六番　一号、二号及び五号
五四四番　三号及び四号
五四三番　六号及び七号
五）(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田殿川三の谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県益田市美都町都茂

四七三一番　一号
五五一六番　二号
一六九二番一　三号
四二七五番　四号から六号まで
四二七四番　七号
一七一〇番五　八号
六）(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

スワノ尾川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷（平成十六年国土交通省告示第二百九十八号で指定した同号六に掲げる土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第千三百十二号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

島根県隠岐郡隠岐の島町都万田縫

一七四六番五及び一七四六番六

島根県隠岐郡隠岐の島町都万鷹野

一七五〇番二
一七五一番二
一七六二番四
一七六三番一及び一七六三番二
一七六四番四
一七六七番四及び一七六七番五
一七六九番三
一七七〇番三
一七八〇番五
一七八三番四
一七八〇番七から一七八〇番九まで

○国土交通省告示第千百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南面里川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第二千八百十七号で指定した南面里川に掲げる土地の区域及び平成二十年国土交通省告示第千四百五十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

福岡県筑紫郡那珂川町大字南面里

字向　一番六地先河川敷　一号
三番一　二号
二八番一　三号
三二番地先道路敷　四号
四三番一　五号
六一番一　六号及び七号
一〇一番　八号
一〇四番一〇　九号
一五一番　十号
一五二番　十一号
一五六番一　十二号
二〇四番八　十三号
二〇三番一　十四号
一五九番一　十五号
一七三番二三　十六号
六七一番一　十七号
六六八番一　十八号
六四五番　十九号
二〇五番地先道路敷　二十号
字中畝　二一一番　二十一号
二二八番一　二十二号
二三九番一　二十三号
二四五番一　二十四号
二五八番一　二十五号
二九三番一　二十六号
二九八番一　二十七号
三〇七番　二十八号
三二九番三　二十九号
三三〇番一地先河川敷　三十号
字クホ
字田久保
字川床

○国土交通省告示第千百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東小倉川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市小倉

字拝ヶ迫　一二八三番　一号及び五号から九号まで
字牧ノ内　一六八三番七　二号
一六八三番二　三号及び四号